

○財務省告示第三百七十七号  
国債の発行等に関する省令（昭和五十七年大蔵  
省令第三十号）第五条第十一项の規定に基づき、  
平成二十六年十一月二十八日に発行した利付国債  
の発行条件等を次のとおり告示する。

平成二十六年十二月十日

財務大臣 麻生 太郎

一 名称及び記号 利付国庫債券（四十年）（第七

二 発行の根拠 回）  
財政法（昭和二十二年法律第三  
十四号）第四条第一項及び特別  
の法律及びそ  
会計に関する法律（平成十九年  
法律第二十三号）第四十七条第

三 振替法の適用  
社債、株式等の振替に関する法  
律（平成十三年法律第七十五号）  
以下「振替法」という。の規定

四 発行方法

の適用を受けるものとし、その  
振替機関は日本銀行とする。  
利回りを競争に付して行われる  
入札（以下「利回り競争入札」と  
いう。）による発行（以下「利  
回り競争入札発行」という。）及  
び利回り競争入札の募入の決定  
をした後に行われる入札であつ  
て、財務大臣が各国債市場特別  
参加者ごとに応募限度額を定め  
るものによる発行（以下「国債  
市場特別参加者・第II非価格競  
争入札発行」という。）

五 募入決定の  
方法



十 十 十 十 九 八  
 三 二 一 一 振 額 最  
 の 経 利 発 行 替 額 低 行 争 非  
 払 過 率 行 行 替 額 額 入 価  
 込 利 子 行 行 単 面 札 格  
 み 子 率 格 日 位 金 発 競

五万円

の記載又は記録は、最低額面金  
 の整数倍の金額によるものと

平成二十六年十一月二十八日

平成一七パーセント  
 額面金額百円につき百三円三十

一年・七パーセント  
 募入決定の通知を受けた者

は、払込金額に加えた者  
 式により算出した金額を第  
 十号に規定する日に払い込

$$\frac{\text{額面金額の総額} \times 17}{100} \times \frac{69}{365}$$

(一) 発行時において、その利子に

係る所得税が源泉徴収されるに  
 もとの記載又は記録は、前記さ  
 座に記載又は記録は、前記の  
 により算出した金額から該金  
 よりに百分の二十・三、五を  
 じた金額(おいたし、取得者  
 を発行時に、又は外国に居る  
 が非居住者又は前記(一)の  
 算出は、た、た、た、た、た、  
 者又は外国に居る者

十四	十五	十六	十七	十八	十九	二十
初期利子	第二期以後の利子	償還期限	償還金額	元利支	払場所	入札参加者

ける所得税の税率を乗じた金額）を控除することができる。平成二十七年三月二十日を支払期とし、次の算式により算出した金額を支払う。ただし、支払期が銀行休業日に当たるときは、その翌営業日に支払う（以下、次号及び第十六号において規定する期日について同じ。）。

$$\frac{\text{償還金額} \times 1.7}{100} \times 1.1$$

毎年三月二十日及び九月二十日を支払期とし、各支払期において、その日以前六月間に属する利子を支払う。平成十六年三月二十日額面金額百円につき百円

日本銀行  
 財務大臣から通知を受けた者  
 平成二十六年十一月二十八日